

蚊媒介感染症の特定感染症予防指針へのジカウイルス感染症の追加について

資料3

本指針の対象疾患にジカウイルス感染症を追加する文言修正を行う。

例:「デング熱及びチクングニア熱」を「デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」とした

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の構成と記載内容

各章		主な記載事項
前文		蚊媒介感染症の現状、平成26年のデング熱の国内感染事例の原因分析、対策の方向性など
第一	平常時の予防対策	国、都道府県等: 平常時及び国内感染症例発生時の手引き(国)及び具体的な行動計画(都道府県等)の整備。 都道府県等: 大規模公園などにおける継続的な蚊の密度調査、幼虫の発生源対策、成虫の駆除、長時間滞在する者への注意喚起等の実施。
第二	発生動向の調査の強化	国: 検査法の整備、海外における蚊媒介感染症の発生動向の把握。 国、都道府県等: 患者検体の確保、病原体の遺伝子情報の解析等。
第三	国内感染のまん延防止対策	都道府県等: 積極的疫学調査の実施、推定感染地の特定、市町村への蚊の駆除の指示等。 市町村: 都道府県の指示の下、推定感染地の蚊の駆除等の実施。
第四	医療の提供	国: 診療の手引きの提供、医療関係者間の相談・協力体制の構築。 国、都道府県等: 医療関係者への情報提供及び普及啓発。
第五	研究開発の推進	国: 蚊媒介感染症のワクチンや迅速診断法の開発、効果的な蚊の駆除方法の検討、媒介蚊の分布調査など、蚊媒介感染症対策に資する研究の推進、疫学研究の推進、研究機関間の連携体制の整備。
第六	人材の養成	都道府県等、市町村: 蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識・技術を有する職員の養成。 国: 都道府県等及び市町村における研修の中核を担う人材、医療分野の人材養成。
第七	国際的な連携	国: WHOなどの国際機関や諸外国の政府機関との連携の強化及び情報交換の推進。海外流行国における対策への協力。
第八	対策の推進体制の充実	都道府県: 蚊媒介感染症対策会議の設置、同会議における対策の検討・見直し及び研修の実施。 国、都道府県等、市町村: 住民への蚊媒介感染症に関する知識の普及啓発。